	95	288,300	321,200	354,500	372,500	399,600	
	96	289,200	321,800	355,100	372,800	400,000	
	97	289,800	322,300	355,500	373,400	400,400	
	98	290,400	322,600	355,900	373,900	400,800	
	99	291,000	323,200	356,400	374,400	401,300	
	100	291,900	323,800	356,800	375,000	401,700	
	101	292,700	324,200	357,300	375,600	402,100	
	102	293,500	324,800	357,700	376,100		
	103	294,400	325,400	358,200	376,600		
	104	295,200	325,900	358,700	377,000		
	105	295,800	326,400	359,000	377,600		
	106	296,300	326,900	359,500	378,100		
	107	296,800	327,400	359,900	378,600		
	108	297,200	327,900	360,200	379,100		
	109	297,400	328,300	360,700	379,700		
	110	297,700	328,700	361,200	380,100		
	111	297,900	329,000	361,700	380,600		
	112	298,200	329,300	362,200	381,100		
	113	298,500	329,600	362,700	381,700		
	114	298,700	330,000	363,200			
	115	299,000	330,400	363,700			
	116	299,200	330,700	364,100			
	117	299,500	330,900	364,500			
	118	299,800	331,200	364,900			
	119	300,100	331,600	365,400			
	120	300,400	331,800	365,900			
	121	300,700	332,000	366,300			
	122	301,100	332,300	366,900			
	123	301,400	332,600	367,400			
	124	301,800	332,900	367,900			
	125	302,000	333,100	368,200			
	126	302,300	333,400				
	127	302,600	333,800				
	128	303,000	334,000				
	129	303,200	334,200				
	130	303,500	334,500				
	131	303,900	334,900				
	132	304,300	335,100				
	133	304,500	335,400				
	134	304,800	335,800				
	135	305,200	336,200				
	136	305,500	336,600				
	137	305,700	336,900				
	138	306,000	337,300				
	139	306,400	337,700				
	140	306,700	338,100				
	141	306,900	338,400				
	142	307,300	338,800				
	143	307,700	339,100				
	144	308,000	339,500				
	145	308,200	339,800				
	146	308,400	340,200				
	147	308,700	340,600				
	148	309,100	341,000				
	149	309,300	341,300				
	150	309,500	341,700				
	151	309,800	342,100				
	152	310,200	342,600				
	153	310,600	342,900				
	154	310,800					
	155	311,000					
	156	311,300					
	157	311,600					
	158	311,900					

	159	312,200					
	160	312,500					
	161	312,900					
	162	313,200					
	163	313,500					
	164	313,800					
	165	314,200					
	166	314,500					
	167	314,800					
	168	315,100					
	169	315,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,100	259,600	266,900	277,200	293,700	331,400

備考　この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第５（第４条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	164,500	212,700	295,300	343,200	396,400
	2	165,700	215,900	297,700	345,300	399,300
	3	166,900	218,600	300,000	347,200	401,900
	4	168,000	221,100	302,400	348,900	404,600
	5	169,100	223,700	304,500	350,700	406,700
	6	170,400	225,400	306,400	352,200	409,500
	7	171,700	227,100	308,200	353,600	412,200
	8	173,000	229,000	309,900	354,800	415,000
	9	174,100	231,000	311,700	356,300	417,500
	10	175,800	233,200	314,000	358,200	420,100
	11	177,400	235,600	316,200	360,300	422,800
	12	179,100	237,700	318,700	362,000	425,500
	13	180,500	239,700	320,500	363,800	428,100
	14	182,500	242,100	322,800	365,600	430,800
	15	184,400	244,600	325,200	367,300	433,700
	16	186,400	247,000	327,600	368,800	436,400
	17	188,100	249,200	329,800	370,300	438,900
	18	190,300	251,600	332,000	372,200	441,500
	19	192,500	254,300	333,900	373,900	444,000
	20	194,500	256,800	335,900	375,900	446,400
	21	196,500	259,200	337,900	377,400	448,900
	22	198,600	261,500	339,300	379,300	451,500
	23	200,600	263,800	340,500	381,000	454,100
	24	202,400	266,000	341,900	382,800	456,500
	25	204,200	268,300	343,600	384,200	458,700
	26	206,500	270,700	345,300	385,900	461,000
	27	208,600	272,900	347,100	387,800	463,600
	28	210,700	275,000	348,700	389,700	466,000
	29	212,800	277,300	350,300	391,500	468,500
	30	214,000	279,500	352,000	393,300	471,000
	31	215,300	281,400	353,400	395,200	473,600
	32	216,600	283,200	354,700	397,000	476,000
	33	218,300	284,900	355,900	398,500	478,300
	34	220,000	287,000	357,300	400,400	480,800

35	221,900	289,000	358,700	402,000	483,200
36	223,500	290,800	360,000	403,700	485,700
37	225,000	292,500	361,200	404,900	488,200
38	226,900	293,600	362,400	406,300	490,700
39	228,800	294,800	363,600	407,800	493,100
40	230,600	295,900	364,800	409,200	495,700
41	232,300	296,900	365,500	410,500	498,000
42	233,900	297,600	366,700	411,800	500,200
43	235,600	298,100	367,900	413,300	502,400
44	237,100	298,600	369,000	414,800	504,700
45	238,700	299,100	370,100	416,100	506,300
46	240,200	300,000	371,300	417,300	507,800
47	241,700	301,000	372,500	418,900	509,400
48	243,100	301,900	373,600	420,400	510,900
49	244,500	303,000	374,700	421,700	512,700
50	246,300	304,000	376,000	423,200	514,100
51	247,900	304,900	377,300	424,600	515,500
52	249,300	305,800	378,500	426,000	517,000
53	250,500	306,800	379,200	427,400	518,100
54	252,100	307,700	380,200	428,800	519,300
55	253,800	308,500	381,100	430,200	520,600
56	255,200	309,300	381,900	431,700	521,800
57	256,400	309,700	382,700	432,800	522,700
58	257,600	310,500	383,400	434,100	523,700
59	258,500	311,400	384,100	435,500	524,700
60	259,400	312,100	384,800	436,800	525,700
61	260,300	312,800	385,400	437,600	526,800
62	261,100	313,800	386,100	438,500	527,800
63	262,000	314,700	386,900	439,600	528,500
64	262,800	315,600	387,700	440,500	529,200
65	263,600	316,400	388,300	441,400	530,000
66	264,400	317,300	389,100	442,200	530,800
67	265,100	318,300	389,800	442,800	531,600
68	265,700	319,200	390,500	443,600	532,400
69	266,300	320,100	391,200	444,000	533,100
70	267,300	321,100	391,900	444,600	533,900
71	268,500	322,100	392,600	445,100	534,700
72	269,500	323,100	393,300	445,600	535,500
73	270,800	323,600	394,000	446,100	536,300
74	272,000	324,600	394,600		
75	273,000	325,700	395,200		
76	274,000	326,800	395,900		
77	275,000	327,900	396,600		
78	276,000	328,900	397,200		
79	277,000	329,800	397,800		
80	278,000	330,700	398,400		
81	279,000	331,600	399,100		
82	280,100	332,400	399,700		
83	281,200	333,100	400,300		
84	282,100	333,700	400,900		
85	283,000	334,200	401,400		
86	283,900	334,800	401,900		
87	284,800	335,300	402,400		
88	285,500	335,700	403,100		
89	286,400	336,000	403,500		
90	287,500	336,500	404,000		
91	288,500	337,000	404,500		
92	289,500	337,400	405,200		
93	290,400	337,700	405,600		

	94	291,300	338,100	406,100		
	95	292,300	338,500	406,600		
	96	293,200	338,900	407,400		
	97	293,500	339,400	407,800		
	98	294,500	339,900	408,300		
	99	295,200	340,400	408,800		
	100	296,100	340,900	409,500		
	101	297,000	341,400	409,900		
	102	297,600	341,900			
	103	298,300	342,500			
	104	299,000	343,000			
	105	299,500	343,400			
	106	300,000	343,800			
	107	300,500	344,300			
	108	300,900	344,700			
	109	301,100	345,200			
	110	301,500	345,600			
	111	301,800	346,100			
	112	302,000	346,500			
	113	302,400	347,000			
	114	302,700	347,400			
	115	303,000	347,900			
	116	303,300	348,300			
	117	303,600	348,800			
	118	303,900	349,200			
	119	304,100	349,600			
	120	304,400	350,000			
	121	304,700	350,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		221,200	262,900	288,100	331,100	390,500

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第６（第４条関係）

指　定　職　給　料　表

号給	給料月額
	円
1	717,000
2	773,000
3	830,000
4	909,000
5	980,000
6	1,051,000
7	1,124,000
8	1,193,000

備考　この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項から第５項までの規定中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第５条関係）

第１号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	407,000
2	467,000
3	529,000
4	611,000
5	710,000
6	810,000

別表第２（第５条関係）

第２号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	340,000
2	376,000
3	403,000

別表第３（第５条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	385,000
2	432,000
3	483,000
4	546,000
5	623,000
6	727,000
7	850,000

（京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第３条　京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和22年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

（京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第４条　京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和25年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条第１項第１号、第８項及び第10項の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条の２第１項、別表第１、別表第２、別表第３イ及びウ並びに別表第４から別表第６までの規定、第２条の規定による改正後の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）別表第１から別表第３までの規定並びに次項の規定は令和５年４月１日から、改正後の給与条例第20条第２項及び第３項並びに第21条第２項の規定、改正後の任期付条例第７条第３項から第５項までの規定、第３条の規定による改正後の京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）第５条第２項の規定並びに第４条の規定による改正後の京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第４条第２項の規定は同年６月１日から適用する。

（給与等の内払）

３　改正後の給与条例、改正後の任期付条例、改正後の知事等の給与条例及び改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定（給与条例第26条の改正規定を除く。）による改正前の給与条例の規定に基づいて

支給された給与、第２条の規定による改正前の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第３条の規定による改正前の京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与はそれぞれ改正後の給与条例の規定に基づく給与、改正後の任期付条例の規定に基づく給与及び改正後の知事等の給与条例の規定に基づく給与の内払と、第４条の規定による改正前の京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の議員報酬等条例の規定に基づく期末手当の内払とそれぞれみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の一部改正）

５　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第１号中「第12条」を「第10条」に改める。

京都府条例第31号

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例

我が国には、地域の子育て世代同士が集まって悩みを話し合ったり、地域の人にこどもの面倒を見てもらったりするなど、社会全体でこども及び保護者等を温かく見守り、支える文化が存在している。

しかし、近年、核家族化や地域の絆（きずな）の希薄化その他の諸情勢の変化により、こどもや子育て世代の孤独化及び孤立化が進んでいるほか、我が国の構造的課題である人口減少及び少子化は、深刻さを増している。

こうした状況において、家庭での養育を基本としつつ、社会全体でこどもを育て、子育てに伴う喜びや苦労、負担を分かち合うという、京都のこどもを育てる新たな文化を創造することにより、こどもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい社会を実現していかなければならない。

このような認識の下に、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関する基本理念を定め、社会を構成する各主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て環境日本一・京都の実現を図るため、この条例を制定する。

（定義）

第１条　この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この条例において「保護者等」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　父母その他の保護者

⑵　妊産婦又はその配偶者等であって、前号に掲げる者となるもの

３　この条例において「子育て世代」とは、18歳以上の者のうち、こどもを養育している者が多い世代の者（その他の者であって、保護者等であるものを含む。）をいう。

４　この条例において「子育て環境日本一・京都の実現」とは、京都府域において、社会全体でこども及び保護者等を温かく見守り、支えるとともに、子育ての喜び、苦労及び負担を分かち合うことができる子育ての新たな文化を創造することにより、こども及び子育て世代をはじめとする全ての人にとって暮らしやすい社会が実現することをいう。

５　この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園その他こどもの教育、保育、養護等を行うものをいう。

６　この条例において「子育て支援団体等」とは、次に掲げる事業（以下「子育て支援等」という。）を行う法人その他の団体をいう。

⑴　妊娠及び出産並びに子育てに関する相談、情報提供その他の支援を行う事業

⑵　結婚することを望む者に対し、出会い及び結婚に関する相談、情報提供その他の支援を行う事業

７　この条例において「子育てにやさしいまちづくり」とは、こども及び保護者等が利用する施設又は設備の整備並びに子育て支援の取組を通じた、子育て世代が安心してこどもを生むこと及びこどもを育てること並びにこどもが健やかに育つことができる地域環境を整備するためのまちづくりをいう。

（基本理念）

第２条　子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組は、こども基本法（令和４年法律第77号）第３条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

⑴　全てのこどもが心身ともに健やかに育成されるよう、並びにこども及び子育て世代が孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）第１条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下同じ。）になることがないよう、社会全体でこども及び子育て世代を温かく見守り、支えること並びに府民、学校等、事業者、子育て支援団体等その他の社会を構成する多様な主体（以下「府民等」という。）による支援の取組が自主的かつ自律的に行われること。

⑵　府民一人ひとりの結婚及びこどもを持つことに対

するそれぞれの意思が尊重され、多様な選択肢の中から、その希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、こどもの保育及び教育その他の各段階並びにこれらの各段階にある就労の状況（以下「各ライフステージ」という。）に応じた支援が切れ目なく行われること。

(3)　府、国、市町村及び府民等の適切な役割分担並びに効果的な連携及び協働の下に、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する取組が総合的に行われること。

（府の責務）

第３条　府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て環境日本一・京都の実現に向けて、総合的かつ積極的に必要な施策を実施するものとする。

２　府は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

３　府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けて、地域の特性に応じた取組を推進するため、市町村に対し必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者等の責務）

第４条　保護者等は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、各ライフステージに応じて府、国、市町村及び府民等による支援を活用しつつ、その養育するこどもを心身ともに健やかに育てるものとする。

（府民の役割）

第５条　府民は、基本理念にのっとり、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下同じ。）を築くこと、こどもを生むこと及びこどもを育てることに対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、こどもの健やかな育成のための取組並びにこども及び子育て世代に対する各ライフステージに応じた必要な支援を行う取組の実施に、積極的に努めるものとする。

２　府民は、前項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第６条　学校等は、基本理念にのっとり、こどもが社会の変化を前向きに捉えて主体的に行動し、より良い社会と幸福な人生を創り出すことができる人となるような取組の実施に、積極的に努めるものとする。

２　学校等は、基本理念にのっとり、子育てにおいて家庭の果たす役割及びその重要性並びに医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識の普及に努めるとともに、こどもが自らの人生設計（自らの夢や希望の実現を図るために各ライフステージを踏まえた計画を立てることをいう。）を考える機会及び乳幼児との触れ合いその他の子育てを体験する機会等の提供の取組を通じて、家庭を築くこと、こどもを生むこと及びこどもを育てることに対する関心と理解を深められるよう努めるものとする。

３　学校等は、前２項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、家庭を築くこと、こどもを生むこと及びこどもを育てることに対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、こどもの健やかな育成のための取組並びにこども及び子育て世代に対する各ライフステージに応じた必要な支援を行う取組の実施に、積極的に努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、労働者を雇用する事業主として、労働者の職業生活と家庭生活との両立に向け、労働者の希望に応じた多様な働き方の実現に資するよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

３　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、保護者等の子育て及びこどもの健やかな育成を助け、並びにこども及び子育て世代が孤独・孤立の状態になることの防止並びに子育てに関する負担又は不安の緩和に資するものとなるよう、その製品又は役務の開発及び販売又は提供に、積極的に努めるものとする。

４　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動のために設置し、又は管理する施設又は設備が、保護者等がこどもとともに利用し、又はこどもだけで利用されるものであるときは、それらの利用の態様及び利用者の特性に応じて、こども及び保護者等の移動上又は施設若しくは設備の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

５　事業者は、前各項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（子育て支援団体等の役割）

第８条　子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、こども及び子育て世代に対し、各ライフステージに応じた子育て支援等について、積極的な実施に努めるものとする。

２　子育て支援団体等は、前項の取組の実施に当たっては、府民及び事業者の子育て支援等に対する関心と理解が深められるよう努めるものとする。

３　子育て支援団体等は、前２項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第９条　府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、各ライフステージに応じた必要な支援等、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組を推進するための体制を整備するものとする。

（子育てにやさしいまちづくり推進計画の認定等）

第10条　知事は、市町村が子育てにやさしいまちづくりの推進を図るための計画を策定した場合において、当

該計画が基本理念に適合すると認めるときは、当該市町村の長の申出に基づき、当該計画を子育てにやさしいまちづくり推進計画として認定することができる。

2　前項の認定の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

3　府は、第１項の認定を受けた計画に基づく子育てにやさしいまちづくりの推進を図るために必要な経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（特例子育て世帯の居住の用に供する家屋等の取得に対する不動産取得税の不均一課税）

第11条　特例子育て世帯（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が属する世帯（規則で定める世帯に限る。）をいう。以下同じ。）の世帯主その他の特例子育て世帯に属する者のうち規則で定める者が特例適用住宅等（京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第43条の２の２第１項若しくは第３項の規定の適用を受ける住宅の取得における当該住宅又は同条例第43条の10第１項若しくは第２項の規定の適用を受ける土地の取得における当該土地をいう。以下同じ。）の取得をした場合において、当該取得（以下この項において「特例適用住宅等取得」という。）の日から１年以内に当該特例子育て世帯に属していた者のうち規則で定める者（以下この項において「特例適用住宅等取得時関係世帯員」という。）の全てが当該特例適用住宅等に居住することとなり、かつ、当該居住の日において当該特例適用住宅等取得をした特例適用住宅等取得時関係世帯員の属する世帯（当該世帯に属する者のうちに特例適用住宅等取得時関係世帯員以外の者があるときは、これらの者は当該世帯に属していないものとみなす。）が特例子育て世帯に該当するときは、当該特例適用住宅等取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条例の特例として、同条例第43条の３の規定にかかわらず、同条に定める税率に、２分の１を乗じて得た率とする。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請し、知事の確認を受けなければならない。

3　前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項の規定は、適用しない。

⑴　前項の規定による申請がなされた日において、府税を滞納しているとき。

⑵　前項の規定による申請に際して、虚偽の申請をしたとき。

（きょうと育児の日）

第12条　府民等の間に広く子育ての意義、子育てにおいて家庭及び社会が果たす役割並びにその重要性、社会全体でこども及び保護者等を温かく見守り、支えること並びに職業生活と家庭生活との両立を図ることについての認識を深めるとともに、家族との触れ合いを推進するため、きょうと育児の日を設ける。

2　きょうと育児の日は、毎月19日とする。

3　府は、きょうと育児の日にふさわしい行事の実施をする府民等の支援に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第13条　府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（財政上の措置）

第14条　府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

（規則への委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第３項及び第７項の規定は、公布の日から施行する。

（京都府子育て支援条例及び京都府少子化対策条例の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

⑴　京都府子育て支援条例（平成19年京都府条例第39号）

⑵　京都府少子化対策条例（平成27年京都府条例第54号）

（少子化対策基本計画の廃止）

3　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に定められた京都府少子化対策条例第11条第１項に規定する少子化対策基本計画であって、その計画期間が施行日以後に終わるものとされたものがあるときは、当該計画は、施行日の前日限り廃止する。

（経過措置）

4　次に掲げる規定に規定する実施状況であって施行日前の実施に係るものの公表については、なお従前の例による。

⑴　附則第２項第１号の規定による廃止前の京都府子育て支援条例（以下「旧子育て支援条例」という。）第８条第６項

⑵　附則第２項第２号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例（以下「旧少子化対策条例」という。）第11条第６項

5　別段の定めがあるものを除き、この条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6　施行日前に取得された旧少子化対策条例第26条に規定する特例適用住宅等に対して課する不動産取得税については、同条及び旧少子化対策条例附則第２項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「（多子世帯」とあるのは「（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者が３人以上属する

世帯」と、同項中「第26条」とあるのは「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例（令和５年京都府条例第31号）附則第６項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第２項第２号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例第26条」とする。

7　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正）

8　京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次及び第３章第２節の節名中「の組織及び運営」を削る。

第32条を次のように改める。

（幼保連携型認定こども園に関する審議会）

第32条　法第25条の規定により、京都府社会福祉審議会に同条に規定する事項を調査審議させる。

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

9　施行日前に前項の規定による改正前の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例第32条の規定により旧京都府子育て支援審議会（旧子育て支援条例第21条の規定により設置されていた京都府子育て支援審議会をいう。以下この項において同じ。）に調査審議を行わせていた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第３項、第21条第２項又は第22条第２項に規定する意見の聴取に係る事項（以下この項において「諮問事項」という。）でこの条例の施行の際当該聴取に係る意見が述べられていないものは、諮問事項について前項の規定による改正後の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例第32条の規定により京都府社会福祉審議会に調査審議を行わせているものとみなし、諮問事項について旧京都府子育て支援審議会が行った調査審議の手続は、京都府社会福祉審議会が行った調査審議の手続とみなす。

京都府条例第32号

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例（昭和33年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の６の（その１）の表球技場の項を削り、同表の備考の１中「(陸上競技場」の右に「、球技場」を加え、別表の６の（その２）の表中

「

			その他に使用する場合	31,820	42,430	52,220	114,240

」を

「

			その他に使用する場合	31,820	42,430	52,220	114,240
球技場	グラウンド	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合	10,710	14,280	20,900	41,310
			その他に使用する場合	42,840	57,120	83,600	165,210
		２分の１使用		5,300	7,140	10,450	20,610
	クラブハウス			6,000	8,000	6,000	18,000
		公園施設（会議室及び駐車場を除く。）の全面又は一部の専用使用との併用使用（当該公園施設をアマチュアスポーツに使用する場合に限る。）		1,500	2,000	1,500	4,500

」に改める。

附　則

1　この条例は、令和６年４月１日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の京都府立都市公園条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

規　　則

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月22日
京都府知事　西　脇　　隆　俊

京都府規則第38号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）
第１条　技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。
別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

技　能　労　務　職　給　料　表

技能労務職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	148,900	202,700	222,700	263,500	289,100
	2	150,000	203,700	223,800	264,700	290,900
	3	151,000	204,700	224,700	265,700	292,500
	4	152,000	205,600	225,600	266,800	294,200
	5	153,100	206,300	226,600	267,500	295,800
	6	154,200	207,800	227,900	268,500	297,100
	7	155,300	209,100	229,100	269,400	298,200
	8	156,300	210,200	230,300	270,400	299,400
	9	157,300	211,500	231,600	271,000	300,600
	10	158,400	212,200	233,200	271,700	302,400
	11	159,500	213,000	234,700	272,500	304,100
	12	160,600	213,800	235,900	273,300	305,600
	13	161,500	214,900	237,000	274,100	306,900
	14	162,600	215,800	238,300	274,900	308,400
	15	163,800	216,700	239,500	275,700	309,800
	16	164,900	217,500	240,400	276,500	311,200
	17	166,100	218,400	241,000	277,200	312,700
	18	167,500	219,400	241,400	278,300	314,200
	19	168,800	220,300	241,800	279,200	315,800
	20	170,000	221,200	242,300	280,000	317,400
	21	171,100	222,000	242,800	280,900	318,500
	22	172,300	222,800	244,100	281,500	319,900
	23	173,600	223,600	245,300	282,200	321,200
	24	174,800	224,200	246,300	282,900	322,500
	25	175,900	224,900	247,400	283,400	323,600
	26	177,400	225,400	248,600	284,100	325,000
	27	178,900	225,800	249,800	284,900	326,500
	28	180,400	226,300	251,000	285,600	327,900
	29	181,900	226,900	251,800	286,500	329,400
	30	183,300	227,900	252,900	287,400	330,600
	31	184,800	228,800	254,200	288,200	331,900
	32	186,300	229,400	255,300	289,000	333,100

		33	187,700	230,000	256,400	289,700	334,100
		34	189,500	231,000	257,300	290,600	335,100
		35	191,200	232,000	258,200	291,500	336,200
		36	192,900	233,000	259,200	292,400	337,300
		37	194,600	233,500	260,200	293,000	338,400
		38	195,700	234,600	261,000	293,800	339,400
		39	197,100	235,700	261,900	294,700	340,400
		40	198,300	236,700	262,800	295,500	341,400
		41	199,300	237,400	263,700	296,100	342,300
		42	200,700	238,500	264,600	297,100	343,300
		43	201,900	239,400	265,500	298,100	344,200
		44	203,100	240,200	266,500	299,000	345,100
		45	204,600	241,000	267,100	299,700	346,000
		46	205,700	241,800	268,000	300,600	347,000
		47	206,600	242,500	269,000	301,500	348,000
		48	207,700	243,100	270,000	302,400	348,900
		49	208,800	243,700	271,000	303,000	349,800
		50	209,800	244,600	271,800	303,600	350,800
		51	210,700	245,500	272,600	304,200	351,700
		52	211,700	246,400	273,300	304,900	352,500
		53	212,800	247,300	273,900	305,500	353,300
		54	213,900	248,200	274,700	306,300	354,100
		55	214,800	248,800	275,500	307,000	354,900
		56	215,700	249,500	276,300	307,700	355,600
		57	216,600	250,300	276,900	308,300	356,300
		58	217,200	251,000	277,800	309,000	357,100
		59	217,900	251,700	278,800	309,700	357,900
		60	218,700	252,300	279,700	310,400	358,600
		61	219,500	252,900	280,600	311,000	359,300
		62	220,000	253,800	281,600	311,700	360,000
		63	220,500	254,600	282,400	312,400	360,700
		64	221,000	255,200	283,300	313,000	361,400
		65	221,600	255,800	284,100	313,500	362,000
		66	222,200	256,300	284,900	314,000	362,500
		67	222,800	256,700	285,700	314,600	363,000
		68	223,300	257,100	286,500	315,200	363,500
		69	223,600	257,800	287,100	315,800	363,900
		70	223,900	258,300	287,900	316,200	364,400
		71	224,200	258,700	288,700	316,700	364,900
		72	224,500	259,000	289,400	317,200	365,400
		73	224,700	259,200	290,100	317,500	365,800
		74	225,100	259,500	290,800	318,000	366,300
		75	225,400	259,900	291,500	318,600	366,900
		76	225,800	260,300	292,300	319,000	367,400
		77	226,000	260,600	292,800	319,200	367,800
		78	226,500	261,000	293,300	319,500	368,300
		79	226,800	261,400	293,700	319,800	368,800
		80	227,100	261,900	294,200	320,100	369,300
		81	227,400	262,200	294,600	320,400	369,700
		82	227,700	262,500	295,000	320,700	370,200
		83	228,000	262,800	295,500	321,000	370,700
		84	228,300	263,000	296,000	321,300	371,200
		85	228,600	263,200	296,300	321,500	371,600
		86	228,900	263,400	296,800	321,900	372,100
		87	229,200	263,700	297,400	322,200	372,600
		88	229,500	264,000	297,900	322,400	373,100
		89	229,900	264,200	298,200	322,600	373,500
		90	230,300	264,400	298,700	322,900	374,000

	91	230,600	264,700	299,200	323,200	374,500
	92	230,900	264,900	299,500	323,500	375,100
	93	231,100	265,200	299,900	323,700	375,500
	94	231,400	265,500	300,400	324,000	376,000
	95	231,700	265,800	300,900	324,300	376,500
	96	232,000	266,000	301,400	324,500	377,000
	97	232,200	266,200	301,700	324,700	377,400
	98	232,500	266,500	302,200	325,000	377,900
	99	232,700	266,700	302,700	325,300	378,400
	100	233,000	267,000	303,200	325,500	378,900
	101	233,300	267,300	303,600	325,700	
	102	233,500	267,500	304,000	326,000	
	103	233,800	267,800	304,300	326,400	
	104	234,100	268,100	304,600	326,600	
	105	234,400	268,300	304,900	326,800	
	106	234,900	268,500	305,300	327,100	
	107	235,200	268,800	305,700	327,400	
	108	235,500	269,000	306,100	327,600	
	109	235,700	269,300	306,400	327,800	
	110	236,100	269,600	306,800	328,100	
	111	236,500	270,000	307,200	328,400	
	112	236,800	270,200	307,500	328,600	
	113	237,000	270,400	307,700	328,800	
	114	237,500	270,700	308,000	329,100	
	115	238,100	270,900	308,300	329,400	
	116	238,600	271,100	308,500	329,600	
	117	238,900	271,400	308,700	329,800	
	118	239,300	271,700	309,000	330,100	
	119	239,700	272,000	309,300	330,400	
	120	240,000	272,300	309,500	330,600	
	121	240,400	272,500	309,700	330,800	
	122		272,700	310,000	331,100	
	123		273,000	310,400	331,400	
	124		273,300	310,600	331,600	
	125		273,500	310,800	331,800	
	126		273,700	311,100	332,100	
	127		274,000	311,400	332,400	
	128		274,300	311,600	332,600	
	129		274,500	311,800	332,800	
	130		274,700	312,100	333,100	
	131		275,000	312,400	333,400	
	132		275,300	312,600	333,600	
	133		275,500	312,800	333,800	
	134		275,700		334,100	
	135		276,000		334,500	
	136		276,300		334,700	
	137		276,500		334,900	
	138				335,200	
	139				335,500	
	140				335,700	
	141				335,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,000	208,300	227,000	248,100	279,200

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、「（以下「一般職の職員」という。）」を削る。

附則第５項中「切替対象職員」の右に「（技能労務職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）第５条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年京都府条例第27号）附則第８項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員を除く。附則第10項から第12項までを除き、以下同じ。）」を加え、「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改める。

附則第６項中「一般職の職員」を「給与規則第２条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

附則中第17項を第18項とする。

附則第16項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に、「職員の退職手当に関する条例第５条の２第２項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）」を「基礎在職期間」に改め、附則中同項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「施行前給料月額」の右に「（職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第５条の２第２項に規定する基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）中にその者が受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受けた場合には、附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額）」を加え、「みなして技能労務職員の給与等に関する規則」を「みなして給与規則」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（退職手当の経過措置）」を付する。

附則中第13項を第14項とする。

附則第12項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改め、附則中同項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とする。

附則第９項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（号給の経過措置）」を付する。

附則第８項の次に次の１項を加える。

９　切替対象職員がその受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合には、附則第５項中「施行前給料月額」とあるのは「特定施行前給料月額」と、附則第６項中「前項の施行前給料月額」とあるのは「附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の特定施行前給料月額」と、「給料月額と」とあるのは「給料月額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）と」と、附則第７項中「前項の規定を適用するとしたならば附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定を適用するとしたならば附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額」という。）が附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定により算出した特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額を附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額を附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」とし、附則第13項の規定は、適用しない。

（会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正）

第３条　会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和２年京都府規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を次のように改める。

２　条例第26条及びこの規則第３条から第５条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号）第１条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和５年４月１日以後の給与について適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定並びに次項及び附則第４項の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（第２条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の

一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）は、改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与（第２条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

4　第３条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号。以下「改正条例」という。）第１条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び第３条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正条例第１条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

教　育　委　員　会

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月22日

京都府教育委員会
教育長　前　川　　明　範

京都府教育委員会規則第５号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

第１条　技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

技　能　労　務　職　給　料　表

技能労務職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	148,900	202,700	222,700	263,500	289,100
	2	150,000	203,700	223,800	264,700	290,900
	3	151,000	204,700	224,700	265,700	292,500
	4	152,000	205,600	225,600	266,800	294,200
	5	153,100	206,300	226,600	267,500	295,800
	6	154,200	207,800	227,900	268,500	297,100
	7	155,300	209,100	229,100	269,400	298,200
	8	156,300	210,200	230,300	270,400	299,400
	9	157,300	211,500	231,600	271,000	300,600
	10	158,400	212,200	233,200	271,700	302,400
	11	159,500	213,000	234,700	272,500	304,100
	12	160,600	213,800	235,900	273,300	305,600
	13	161,500	214,900	237,000	274,100	306,900
	14	162,600	215,800	238,300	274,900	308,400
	15	163,800	216,700	239,500	275,700	309,800
	16	164,900	217,500	240,400	276,500	311,200
	17	166,100	218,400	241,000	277,200	312,700
	18	167,500	219,400	241,400	278,300	314,200
	19	168,800	220,300	241,800	279,200	315,800

	20	170,000	221,200	242,300	280,000	317,400
	21	171,100	222,000	242,800	280,900	318,500
	22	172,300	222,800	244,100	281,500	319,900
	23	173,600	223,600	245,300	282,200	321,200
	24	174,800	224,200	246,300	282,900	322,500
	25	175,900	224,900	247,400	283,400	323,600
	26	177,400	225,400	248,600	284,100	325,000
	27	178,900	225,800	249,800	284,900	326,500
	28	180,400	226,300	251,000	285,600	327,900
	29	181,900	226,900	251,800	286,500	329,400
	30	183,300	227,900	252,900	287,400	330,600
	31	184,800	228,800	254,200	288,200	331,900
	32	186,300	229,400	255,300	289,000	333,100
	33	187,700	230,000	256,400	289,700	334,100
	34	189,500	231,000	257,300	290,600	335,100
	35	191,200	232,000	258,200	291,500	336,200
	36	192,900	233,000	259,200	292,400	337,300
	37	194,600	233,500	260,200	293,000	338,400
	38	195,700	234,600	261,000	293,800	339,400
	39	197,100	235,700	261,900	294,700	340,400
	40	198,300	236,700	262,800	295,500	341,400
	41	199,300	237,400	263,700	296,100	342,300
	42	200,700	238,500	264,600	297,100	343,300
	43	201,900	239,400	265,500	298,100	344,200
	44	203,100	240,200	266,500	299,000	345,100
	45	204,600	241,000	267,100	299,700	346,000
	46	205,700	241,800	268,000	300,600	347,000
	47	206,600	242,500	269,000	301,500	348,000
	48	207,700	243,100	270,000	302,400	348,900
	49	208,800	243,700	271,000	303,000	349,800
	50	209,800	244,600	271,800	303,600	350,800
	51	210,700	245,500	272,600	304,200	351,700
	52	211,700	246,400	273,300	304,900	352,500
	53	212,800	247,300	273,900	305,500	353,300
	54	213,900	248,200	274,700	306,300	354,100
	55	214,800	248,800	275,500	307,000	354,900
	56	215,700	249,500	276,300	307,700	355,600
	57	216,600	250,300	276,900	308,300	356,300
	58	217,200	251,000	277,800	309,000	357,100
	59	217,900	251,700	278,800	309,700	357,900
	60	218,700	252,300	279,700	310,400	358,600
	61	219,500	252,900	280,600	311,000	359,300
	62	220,000	253,800	281,600	311,700	360,000
	63	220,500	254,600	282,400	312,400	360,700
	64	221,000	255,200	283,300	313,000	361,400
	65	221,600	255,800	284,100	313,500	362,000
	66	222,200	256,300	284,900	314,000	362,500
	67	222,800	256,700	285,700	314,600	363,000
	68	223,300	257,100	286,500	315,200	363,500
	69	223,600	257,800	287,100	315,800	363,900
	70	223,900	258,300	287,900	316,200	364,400
	71	224,200	258,700	288,700	316,700	364,900
	72	224,500	259,000	289,400	317,200	365,400
	73	224,700	259,200	290,100	317,500	365,800
	74	225,100	259,500	290,800	318,000	366,300
	75	225,400	259,900	291,500	318,600	366,900
	76	225,800	260,300	292,300	319,000	367,400
	77	226,000	260,600	292,800	319,200	367,800

		78	226, 500	261, 000	293, 300	319, 500	368, 300
		79	226, 800	261, 400	293, 700	319, 800	368, 800
		80	227, 100	261, 900	294, 200	320, 100	369, 300
		81	227, 400	262, 200	294, 600	320, 400	369, 700
		82	227, 700	262, 500	295, 000	320, 700	370, 200
		83	228, 000	262, 800	295, 500	321, 000	370, 700
		84	228, 300	263, 000	296, 000	321, 300	371, 200
		85	228, 600	263, 200	296, 300	321, 500	371, 600
		86	228, 900	263, 400	296, 800	321, 900	372, 100
		87	229, 200	263, 700	297, 400	322, 200	372, 600
		88	229, 500	264, 000	297, 900	322, 400	373, 100
		89	229, 900	264, 200	298, 200	322, 600	373, 500
		90	230, 300	264, 400	298, 700	322, 900	374, 000
		91	230, 600	264, 700	299, 200	323, 200	374, 500
		92	230, 900	264, 900	299, 500	323, 500	375, 100
		93	231, 100	265, 200	299, 900	323, 700	375, 500
		94	231, 400	265, 500	300, 400	324, 000	376, 000
		95	231, 700	265, 800	300, 900	324, 300	376, 500
		96	232, 000	266, 000	301, 400	324, 500	377, 000
		97	232, 200	266, 200	301, 700	324, 700	377, 400
		98	232, 500	266, 500	302, 200	325, 000	377, 900
		99	232, 700	266, 700	302, 700	325, 300	378, 400
		100	233, 000	267, 000	303, 200	325, 500	378, 900
		101	233, 300	267, 300	303, 600	325, 700	
		102	233, 500	267, 500	304, 000	326, 000	
		103	233, 800	267, 800	304, 300	326, 400	
		104	234, 100	268, 100	304, 600	326, 600	
		105	234, 400	268, 300	304, 900	326, 800	
		106	234, 900	268, 500	305, 300	327, 100	
		107	235, 200	268, 800	305, 700	327, 400	
		108	235, 500	269, 000	306, 100	327, 600	
		109	235, 700	269, 300	306, 400	327, 800	
		110	236, 100	269, 600	306, 800	328, 100	
		111	236, 500	270, 000	307, 200	328, 400	
		112	236, 800	270, 200	307, 500	328, 600	
		113	237, 000	270, 400	307, 700	328, 800	
		114	237, 500	270, 700	308, 000	329, 100	
		115	238, 100	270, 900	308, 300	329, 400	
		116	238, 600	271, 100	308, 500	329, 600	
		117	238, 900	271, 400	308, 700	329, 800	
		118	239, 300	271, 700	309, 000	330, 100	
		119	239, 700	272, 000	309, 300	330, 400	
		120	240, 000	272, 300	309, 500	330, 600	
		121	240, 400	272, 500	309, 700	330, 800	
		122		272, 700	310, 000	331, 100	
		123		273, 000	310, 400	331, 400	
		124		273, 300	310, 600	331, 600	
		125		273, 500	310, 800	331, 800	
		126		273, 700	311, 100	332, 100	
		127		274, 000	311, 400	332, 400	
		128		274, 300	311, 600	332, 600	
		129		274, 500	311, 800	332, 800	
		130		274, 700	312, 100	333, 100	
		131		275, 000	312, 400	333, 400	
		132		275, 300	312, 600	333, 600	
		133		275, 500	312, 800	333, 800	
		134		275, 700		334, 100	
		135		276, 000		334, 500	
		136		276, 300		334, 700	

	137		276,500		334,900	
	138				335,200	
	139				335,500	
	140				335,700	
	141				335,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		197,000	208,300	227,000	248,100	279,200

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、「（以下「一般職の職員」という。）」を削る。

附則第５項中「切替対象職員」の右に「（技能労務職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）第５条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年京都府条例第27号）附則第８項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員を除く。附則第10項から第12項までを除き、以下同じ。）」を加え、「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改める。

附則第６項中「一般職の職員」を「給与規則第２条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

附則中第17項を第18項とする。

附則第16項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に、「職員の退職手当に関する条例第５条の２第２項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）」を「基礎在職期間」に改め、附則中同項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「施行前給料月額」の右に「（職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第５条の２第２項に規定する基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）中にその者が受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受けた場合には、附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額）」を加え、「みなして技能労務職員の給与等に関する規則」を「みなして給与規則」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（退職手当の経過措置）」を付する。

附則中第13項を第14項とする。

附則第12項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改め、附則中同項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とする。

附則第９項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（号給の経過措置）」を付する。

附則第８項の次に次の１項を加える。

９　切替対象職員がその受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合には、附則第５項中「施行前給料月額」とあるのは「特定施行前給料月額」と、附則第６項中「前項の施行前給料月額」とあるのは「附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の特定施行前給料月額」と、「給料月額と」とあるのは「給料月額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）と」と、附則第７項中「前項の規定を適用するとしたならば附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定を適用するとしたならば附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額」という。）が附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定により算出した特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額を附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額を附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」とし、附則第13項の規定は、適用しない。

（会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正）

第３条　会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和２年京都府教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を次のように改める。

２　条例第26条及びこの規則第３条から第５条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号）第１条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和５年４月１日以後の給与について適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定並びに次項及び附則第４項の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（第２条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）は、改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与（第２条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

４　第３条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号。以下「改正条例」という。）第１条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び第３条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正条例第１条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

人　事　委　員　会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年12月22日
京都府人事委員会
委員長　坂　田　　均

京都府人事委員会規則106―819

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則６―２）の一部を次のように改正する。

第60条第８項第１号ア中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の240」を「100分の245」に改め、同号イ中「100分の205」を「100分の210」に改め、同項第２号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

「

22
23
24
25
25
25
26
26
26
27

「

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26

別表第８の１の表中

27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」を

26
27
27
28
28
29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

」に、

「

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56

を

「

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
55

に、

56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

「

55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57
57
57

「

56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59

を

「

55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57

に、

「

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

」を「

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
33

」に改め、別表第８の２

の表中「

70
71
72
73
74
75
76
77
77
78
78
79
79
80

」を「

69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79

」に、

「

94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101
101
102
102
103

」を「

93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
98
98
99
99
100
100
101

」に、

「

54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
69
70
70
71
71
72

」を「

53
54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71

」に改め、別表第８の３

「

26
27
28
29
29
30

「

25
26
26
27
27
28